

## 道交法の中の自転車とその他の雑学

JJ1SXA 池

モービルハムの我々には、電波法関係は当然ながら、道交法や運転に関連する刑法も密接な関係があり、概略を知って守らなければいけません。

今回刑法が改正されて、従来「業務上過失致死傷罪」とされていた自動車運転中の過失致死傷が、新たに「自動車運転過失致死傷罪」となりましたし、「危険運転致死傷罪」共々罰則基準も更に引き上げられています。

事故を起こさなくても、飲酒運転は、5年以下、100万円以下の罰金ですし、お酒を飲んだ人に運転をお願いしてその車に同乗した場合や同乗していなくてもお酒を飲んだ人に車を提供したり、車を運転する人にお酒を勧めた場合…運転者が「酒気帯び」の場合 2年以下・30万円以下の罰金、運転者が「酒酔い」の場合は3年以下の懲役・50万円以下の罰金と罰則はかなり重く、ひき逃げも罰則強化です。

今回は、自動車もさることながら、身近な乗り物である自転車が道交法でどのように扱われているかを書いて見たいと思います。

「普通自転車」と言う言葉を知っていますか？「普通**自動車**」と言う言葉は知っているが、「普通**自転車**」となると、??では無いでしょうか、しかし道交法の、れっきとした法律用語です、道交法第2条の用語の意義で、自動車・車両・軽車両・自転車その他の説明がありますが、道交法施行令第9条の2で「普通自転車」の大きさ等ということで、車体の長さ・幅等や構造等が細かく定められていますし、同第9条の3は、普通自転車の制動装置についての定めで、「乾燥した平坦な舗装路面において、制動初速度が10キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から3メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること」との条文もあります。

道交法第17条では、「車両は、車道を通行しなければならない」し、「2輪又は3輪の自転車以外の車両は、自転車道を通行してはならない」となっていますが、第17条の2では、軽車両は、歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯を通行することができる、また、「軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない」との定めもあります。

「普通自転車」は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道を通行しなければならない(第63条の3)し、道路標識等により通行することができることとされている歩道を通行することができ、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない(第63条の4)

この他にも、自転車に関する条文は多々ありますが、最低限必要な知識の抜粋で、法律の条文は無粋で、読むのは面倒くさいので、要約を以下に羅列します。

1、自転車は、軽車両として「車両」に含まれる。

- 2、車体の長さ・幅・構造等により一般的な自転車は「普通自転車」とされる。
- 3、車両は、車道を通行しなければならないが、「軽車両」は、路側帯を通行することができる。
- 4、「普通自転車」は自転車道が設けられている道路においては、「自転車道」を通行しなければならない。
- 5、「普通自転車」は、道路標識等により通行することができることとされている「歩道」を通行することができ、その場合は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならないが、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

こんなところが常識として知っておいた方が良いでしょう、また自転車には、青切符制はなく、摘発されれば赤切符で刑事処分です、

信号無視・一時停止は、3ヶ月以下の懲役または、5万円以下の罰金、無灯火は、5万円以下の罰金、乗車・積載違反(二人乗り)は、2万円以下の罰金または科料となっています・・・全て自転車の話です。

街中では違法な通行をする自転車が横行しています、これ等の道交法の規則、特に歩道通行の規則を知って守っている人は極々一部です気を付けましょう。

最後に、飲酒自転車についてです、以前は、今日は飲むから車を置いて自転車だなどと言っていましたが、自転車もれっきとした車両、第 65 条(酒気帯び運転等の禁止)・・・「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」は適用されます、これは、最近改正されたわけでは無く、随分昔からの決まり、ただ、罰則は、酒気帯びでは、反則金・罰金はありません、然し、「酒酔い」となると3年以下の懲役・50万円以下の罰金が適用されます。

呼気1リットルに 0.15mg 以上のアルコールが検出されると、「飲酒」と判断され、「酒酔い」は、まっすぐに立っていられるか、歩行が困難では無いか、ろれつが回っていないかを調べて判断、「酒気帯び」は、0.15mg 以上のアルコール濃度はあるが、「酒酔いでない」という状態です。

240グループの各局は、自動車の飲酒運転をする局は皆無と思いますが、自転車の飲酒運転も止めましょう、また、今のところ、飲酒歩行の罰則は無いようですが、(厳密には、歩行者の罰則もあります、道交法の通行方法違反や軽犯罪法で「酒酔い」で犯しやすい行為が「2万円以下の罰金又は科料に処する」となっています)「酒酔い」の状態での大虎の言動や道路徘徊、寝込み等は厳禁です。

蛇足、罰則は無いですが・・・「酒気帯びオンエア」はご愛嬌ながら、「酒酔いオンエア」となると、どうしてもご愛嬌を通り越して、不快感をばらまいてしまう可能性大です、240は「紳士的に」です、最低限のマナーは守りたいものです。